

食物アレルギー対応に向けた教職員の役割

大田区立大森第一小学校

校長 鈴木 伸作 作成

令和5年7月24日

◆ 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

<食物アレルギー対応委員会>

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な方針を決定し、校内・校外学習時の児童・生徒の食物アレルギーに関する情報を集約するとともに様々な対応を協議・決定して危機管理体制を構築する。

<委員構成>

◎委員長：校長

○委員：副校長、全学年の学年主任、当該児童生徒の担任教諭、養護教諭
栄養教諭又は栄養士

※必要に応じ他の教職員を加えることができる。

<食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担>

校長等	<ul style="list-style-type: none">・校内の食物アレルギー対応のすべての最高責任者であり、区教育委員会等の方針の趣旨を理解し、教職員に指導する。・食物アレルギー等対応委員会を設置する。・個別面談を実施する（定められた者と一緒に行う）。・関係教職員と協議し、対応を決定する。
教職員	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。・緊急措置方法等について共通理解を図る。・学級担任が不在の時サポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童・生徒について把握し、対応できるようにする。
学級担任	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。・給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実にを行い、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるよう配慮する。・食物アレルギーを有する児童・生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。・他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭 (保健主任)	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギー対応委員会を開催する。・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員で連携を図る。・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握や個別取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡時の確認等）を立案する。・個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。・主治医・学校医との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
栄養教諭 栄養士	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを有する児童・生徒の実態把握や個別取組プランを立案する。・個別面談を定められた者と一緒に行う。・安全・安心な給食提供環境を構築する。・食物アレルギー対応委員会で決定した対応方針や個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
調理員	<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーが有る児童・生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。・栄養教諭・栄養士の調理指示のもと、安全かつ確実に作業する。

※詳細は「食物アレルギー対応基本方針」（平成31年4月1日付け改正）参照